

デジタル取引・特定商取引法等検討会（2026.1.22）

（公社）全国消費生活相談員協会 川野 玲子

定期購入トラブル

【事例】

スマホで SNS を見ていたら広告に「シミがとれる。シミ取りクリームが1900円。定期コースではありません」と書いてあったので1回だけ買えると思った。支払いはコンビニ後払いにした。最終確認画面では1900円と書いてあった。数日後1回目が届き、納品書には定期購入の文言はなかった。ところが今日2回目が届いたので驚いた。2回目は2万円近くなので購入したくない。返品したい。

レスキュートラブル

【事例】

2日前の7時頃にトイレの詰まりに気づいた。朝で忙しく、インターネットでトイレ修理と検索をして出てきたサイトに2900円～と記載があり、金額を電話で問い合わせたところ、「見ないと分からないと言われた。」来訪した担当者に金額を確認すると「現場を見てからだと言われた。」ラバーカップでは解決できず機械式のノズルを利用して解決した。作業の都度、代金を言われて了承したが合計が13万円だった。

代金は同日に振込んだが高額だと思う。納得いけない。